

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3月31日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

#### 香川県病院局管理規程第4号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、<u>県立病院課の企業出納員</u>にあつては<u>県立病院課長及び県立病院課の副課長</u>を、中央病院及び丸亀病院の企業出納員にあつてはそれぞれの総務企画課長及び業務課長を、白鳥病院の企業出納員にあつては事務局次長をもって充てる。</p>	<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、<u>県立病院課の企業出納員</u>にあつては<u>県立病院課長</u>を、中央病院及び丸亀病院の企業出納員にあつてはそれぞれの総務企画課長及び業務課長を、白鳥病院の企業出納員にあつては事務局次長をもって充てる。</p>
<p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を白鳥病院の企業出納員に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を<u>県立病院課長である企業出納員並びに中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員</u>に、同項第6号に掲げる事務を<u>県立病院課の副課長である企業出納員並びに中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員</u>に委任する。</p>	<p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 管理者は、次に掲げる事務を<u>県立病院課及び白鳥病院の企業出納員</u>に委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員に委任する。</p>
<p>(帳簿の種類及び保管等)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県立病院課の企業出納員</u> ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(帳簿の種類及び保管等)</p> <p>第13条 次の各号に掲げる者は、病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、それぞれ当該各号に定める帳簿（財務会計システムにより作成する帳簿については、電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県立病院課長である企業出納員</u> ア～キ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>

2 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課の副課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員並びに白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

2 略

(たな卸資産の管理)

第52条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員並びに白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）は、常に病院事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を保有するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。